

提携銀行 NEOBANK 特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と、当社所定の支店(以下「提携銀行 NEOBANK 支店」といいます。)において、提携銀行 NEOBANK 取引(当社が当社所定の提携先銀行と提携してお客さまに当社所定のサービスを提供する取引をいいます。以下同じ。)を行う場合は、提携銀行 NEOBANK 取引における各種サービス取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

第 1 条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまが提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関して行うすべてのお取引について、銀行取引規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則など全て当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイト (<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>) への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまの提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座ごとに、他の支店または提携銀行 NEOBANK 支店の他の預金口座との取引とは別途、当該口座に関して行われる取引に関する契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、当社が別途定める場合を除き、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座ごとに行われる取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条(ご利用いただけるかた)

銀行取引規定第 1 条の定めにかかわらず、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第 1 条第 1 項の要件を満たすほか、以下の要件を満たすかたに限るものとします。

当社所定の提携銀行 NEOBANK 取引の提携先銀行(以下「提携先銀行」といいます。)の口座を保有しており、当社所定のスマートフォンアプリ(以下「提携先銀行アプリ」といいます。)を利用して満 18 歳以上の日本国内に居住する個人のかたであり、かつ、当社所定の条件を満たすかた

第 3 条(取引方法)

提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する取引における当社との取引方法は、銀行取引規定第 2 条の定めにかかわらず、原則として、提携先銀行アプリを介し、当該提携先銀行アプリ専用の当社 WEB サイトにアクセスする方法によってのみご利用いただけます。

当社所定の場合を除き、当社が一般的に提供する当社 WEB サイトにアクセスすることによってはお取引いただけません。

なお、当社と提携先銀行との提携が終了した場合その他当社がやむを得ない事由により必要と判断した場合には、お客さまは、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する取引を行うことができなくなることがあります。

第 4 条(口座開設方法)

1. 銀行取引規定第 5 条第 1 項の定めにかかわらず、お客さまは、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する取引にあたっては、提携先銀行アプリを介し、当社所定の WEB サイトにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所

定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

2. 銀行取引規定第5条第3項の定めにかかわらず、お客さまによるユーザーネームの登録は不要です。
3. 提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座の口座開設に当たっては、お客さまは、お客さまが保有する提携先銀行アプリに紐づいた提携先銀行の普通預金口座のうち、第7条に基づき提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座との間において振込による資金移動を行う口座(以下、「提携先銀行口座」といいます。)を指定するものとします。

第5条(取引の開始)

銀行取引規定第6条の定めにかかわらず、お客さまは、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する取引にあたっては、当社の口座開設申込み時にお客さまが当社所定の手続きにより取引パスワード(提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する取引においては「NEOBANK パスワード」といいます)を登録するものとします。NEOBANK パスワードは、提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関する各種バンキングサービス実行時に使用します。

第6条(提供サービスの範囲)

提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関してご利用いただける商品もしくはサービスまたは特典等の付与(キャンペーンの実施を含みます。以下同じ。)は、当社 WEB サイトにおいて掲示する当社所定のものに限られ、他の支店で提供する商品もしくはサービスまたは特典等の付与の範囲とは異なります。

第7条(預金の預入れ、払戻し)

1. 当社は、お客さまが提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関して提供される商品またはサービスをご利用いただく都度、その代金に相当する金額について、提携先銀行に対して、提携先銀行口座から提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座への口座振替を請求し、当該振替金をもって当該代金の決済を行うものとします(当該振替について、口座振替手数料等はいただきません。)。ただし、提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座に残高がある場合であって、当該残高が当該代金に相当する金額以上であるときには、当該預金をもって当該代金の決済を行うものとします(当該残高が当該代金に相当する金額に満たないときには、当該預金をもって当該代金の決済は行わず、本文に定める口座振替による当該代金の決済も行いません。)
2. 当社は、提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座に、お客さまの提携銀行 NEOBANK 支店の預金口座に関して提供される商品またはサービスのご利用に伴う当選金等その他の振込金を受け入れた場合、その都度、これを提携先銀行口座に振り込むものとします。
3. 前項に定める提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座からの提携先銀行口座への振込は、当社所定の資金移動方法により行うものとします。当該振込について、振込手数料等はいただきません。
4. 銀行取引規定第3条第1項の定めにかかわらず、お客さまは、提携銀行 NEOBANK 支店の預金への預入れおよび払戻しについては、次の各号に掲げる取引のみを行うことができます。
 - (1) 第1項に定める、提携先銀行口座からの提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座への振替金の入金による預入れ
 - (2) 第2項および第3項に定める、提携銀行 NEOBANK 支店の代表口座円普通預金口座

- からの提携先銀行口座への振込による払戻し
- (3) 提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関して提供される商品またはサービスの代金の決済のための提携銀行NEOBANK支店の代表口座円普通預金口座からの口座振替による払戻し
 - (4) 提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関して提供される商品またはサービスのご利用に伴う当選金等その他の振込金の提携銀行NEOBANK支店の代表口座円普通預金口座への受入れによる預入れ

第8条(取扱時間)

銀行取引規定第14条に定める場合のほか、提携先銀行におけるシステムメンテナンスの時間帯やシステム等の障害その他提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関するサービスの提供の障害となる事由が発生した場合には、当社はお客さまに予告することなく、提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関するバンキングサービスの提供の全部又は一部を一時停止、または中止することがあります。

第9条(カードの発行)

銀行取引規定第5条第5項および第15条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、当社は、提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関する取引に関し、お客さまに対し、認証番号カード、デビット付キャッシュカードおよびキャッシュカードの発行または貸与はおこないません。

第10条(休眠預金等活用法に係る取扱い)

提携銀行NEOBANK支店の預金口座に関する取引に適用される当社の他の規定における、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由についての定めにかかわらず、当社は、提携銀行NEOBANK支店に開設された預金については、当社WEBサイトへのログインによる情報の受領を、休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱いしません。

また、円定期預金またはハイブリッド™普通預金のいずれかの他の預金についての異動事由の発生については、提携銀行NEOBANK支店に開設された預金については、当該預金と連携している他の預金について異動事由が発生した場合のみ異動事由として取り扱います。

第11条(解約)

銀行取引規定第19条第2項の定めにかかわらず、提携銀行NEOBANK支店に開設された預金については、解約手続き後の残高は、当社所定の場合を除いて提携先銀行口座に振り込むものとします。

第12条(他の支店の口座および取引との関係)

お客さまが提携銀行NEOBANK支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第13条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイト(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)において公表するほか、必要があるとき

にはその他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上